

(1) 報告事項

ア 台風 19 号等に伴う介護保険施設等の被害状況及び対応等について

① 浸水等被災事業所数

市が市内の全事業所に対して FAX、メール等で把握した状況は以下の通り。

	被災 事業所数	内 訳 (重複あり)				
		床上浸水	人的被害	備品・設備・車両 等被害	サービス 休止中 (※)	その他 被害
訪問介護	4	2	0	4	0	0
通所介護	13	11	0	13	3	0
訪問看護	1	0	0	0	0	1 (看護機器の破損)
福祉用具貸与・販売	4	0	0	0	0	4 (貸与器具の破損)
居宅介護支援事業所	5	5	0	5	0	0
有料老人ホーム	2	2	0	2	1	0
小規模多機能型居宅介護	2	0	0	2	0	0
認知症対応型共同生活介護	4	1	0	4	1	0
特別養護老人ホーム	1	0	0	0	0	1 (雨漏り)
サービス付き高齢者向け住宅	1	1	0	1	0	0
計	37	22	0	31	5	6

※ サービスを休止している事業所の利用者は、系列事業所や市内他施設等への転所または本人希望による利用休止中となっている。

② 断水による給水車派遣施設数

断水した事業所のうち、居住系に対しては自衛隊や日本水道協会等の協力を得て給水活動を実施。

	断水 施設数	給水タンク	
		有	無
養護老人ホーム	1	1	0
特別養護老人ホーム	5	5	0
介護老人保健施設	3	3	0
有料老人ホーム	12	7	5
軽費老人ホーム	1	1	0
グループホーム	9	2	7
小規模多機能型居宅介護	4	3	1
地域密着型特定施設	1	0	1
計	36	22	14

※ 10月27日までに全ての施設にて断水が解消している。

③ 各委員から事前に頂いたご意見等について

委 員 名	所 属	意 見 等
金成 明美	東日本国際大学	- 被災翌日より休校し、断水解消後に再開。 - 災害ボランティアを被災翌日より実施。 - 教職員や学生の自宅等が被災し、昌平アパートに居住している。住宅確保が課題。
公平 和俊	いわき市行政嘱託員(区長)連合協議会	- 平浄水場の被災により四倉地区も断水した。そのことを四倉では消防団等により広報されなかった。 - 平浄水場の被災は人災ではないか。 - 高齢者が給水所に行くのは困難だった。高齢者世帯には住民支えあい活動や区長により水を配達した。 - 避難情報が一律に市内全域となっていたため混乱が生じた。機械音声も不正確だった。 - 避難所のトイレが屋外では高齢者は困難。
篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会	協議会により、被災地域における給水困難者についての情報提供を依頼した。
川口 光子	福島県認知症グループホーム協議会	- 台風当日は県本部より現状確認と避難の促しを受ける。 - GH 愛の家平窪の被害が甚大であることから、利用者の一部を他の GH へ受け入れ。
小野 操	第2号被保険者	自力で避難できない高齢者が救急要請をしたが、なかなか繋がらず、親族が救助に行った際には腰の高さまで浸水していた。同様の事案について、市の見解を問いたい。

【 参 考 】

○ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について

概要

当該補助金は、「老人福祉法」、「生活保護法」、「児童福祉法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「介護保険法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の規定に基づき整備された社会福祉施設等であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

補助対象事業所および補助内容

補助対象事業	事業所数	補助率	国庫補助率	市負担分
認知症高齢者グループホーム	1 施設	3/4	2/3	1/3
老人デイサービスセンター	5 施設			

【 参 考 】

○ 介護保険料の減免について

趣旨

台風第 19 号災害及び 10 月 25 日の豪雨（以下「災害」という）により、特に甚だしい被害を受けた方の保険料負担を軽減するため、申請により平成 31 年度の介護保険料を減免するもの。

減免対象となる保険料

平成 31 年度分の介護保険料のうち 10 月 12 日以後に納期が到来し、令和 2 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているもの。

納 付 方 法	減 免 の 対 象 と な る 納 期 等
普通徴収	第 4 期 ～ 第 8 期
特別徴収	令和元年 10 月分、12 月分、令和 2 年 2 月分

減免基準

(1) 本人及び生計維持者の住宅の損害による減免

居 住 す る 住 宅 の 損 害 程 度	減 免 の 割 合
全 壊	全 部
大規模半壊、半壊、床上浸水	2 分 の 1

(2) 生計維持者の死亡等による減免

事 由	減免の割合
主たる生計維持者が死亡したとき	全 部
主たる生計維持者が行方不明となったとき	全 部
主たる生計維持者が障がい、または重篤な傷病を負ったとき	全 部

(3) 生計維持者の事業収入等の減少による減免

主たる生計維持者の平成 31 年中の事業収入等（営業及び農業・不動産・山林・給与収入）の減少が見込まれ、そのいずれかの減少額（保険金等の補てん金がある場合は減少額から差し引きます）が平成 30 年中の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上である場合、次の式により算出された対象保険料額に、下表左欄の合計所得金額区分に応じ、右欄に定める割合を減免する。

$$\text{31 年度の保険料額} \times \text{減少が見込まれる事業収入等に係る所得の平成 30 年の合計額} \\ \div \text{平成 30 年の合計所得金額}$$

平 成 30 年 中 の 合 計 所 得 金 額	減免の割合
300 万円以下であるとき	全 部
300 万円を超えるとき	10 分の 8
失業、廃業により、当面の間収入が見込めないとき	全 部

※ 減少した事業収入等に係る所得以外の平成 30 年中の所得が 400 万円を超える場合は対象外

【 参 考 】

○ 介護サービス利用料の減免について

趣旨

災害救助法の適用により、台風 19 号の災害で被災したいわき市の介護保険の被保険者（要介護認定者又は事業対象者）について、次の対象要件のいずれかに該当する場合は、介護サービス事業所等へ申し出ることにより、利用料の支払いが不要となる。

ただし、後日、対象要件に該当しないことが判明した場合は、利用料を徴収する場合がある。

対象者

- (1) 災害で被保険者の住家が全壊、半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災（※）をした場合
- (2) 災害で主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- (3) 災害で主たる生計維持者の行方が不明である場合
- (4) 災害で主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合
- (5) 災害で主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合

※ 「準ずる被災」とは、り災証明書上の一部損壊（準半壊）及び住家以外の住民票上の住所地が被災した場合を含む。

対象となる介護サービス利用料

- (1) 介護（予防）サービスに係る利用料
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業に係る利用料

※ なお、介護保険施設等における食費・居住費については、減免の対象とならない。

免除期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで